



役場だより

発行：王滝村役場 総務課
 tel **48-2001
 fax 0264-48-2172
 mail otakivi@vill.otaki.nagano.jp
 http://www.vill.otaki.nagano.jp

平成21年度決算に基づく健全化判断比率のお知らせ

§1 「健全化判断比率」って何??

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は前年度の決算に基づき、4つの指標を議会に報告し、住民に公表することが義務付けられています。この法律は、地方公共団体の「^{はたん}財政破綻」を未然に防ぎ、もし、地方公共団体の財政運営が悪化した場合、その健全化の取組について広く公表するなど、透明度を高めることを目的としています。

これには、財政が危険とされる数値「財政再生基準」と「早期健全化基準」が定められていて、この基準を上回った場合、地方公共団体は国の定める内容にそった財政健全化計画を策定し、財政再建に取組まなければなりません。

§2 「4つの指標」とは?

指標として次の4つが定められています。

- ① 実質赤字比率 一般会計の収入から支出を引いた赤字額の割合
- ② 連結実質赤字比率 一般会計と特別会計（スキー場会計も含む）の収入から支出を引いた赤字額の割合
- ③ 実質公債費比率 村の標準的な収入に対する債務償還費用（借入金の返済等）の割合
- ④ 将来負担比率 村の標準的な収入に対する村が将来負担すべき実質的な負債（借入金等）の割合

§3 健全化判断比率の状況

(単位：%)

	王滝村の値			法律に定められた基準値	
	去年 (21年度)	今年 (22年度)	比較	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	なし(0)	なし(0)	—	15.0	20.0
連結実質赤字比率	なし(0)	なし(0)	—	20.0	30.0
実質公債費比率	32.1	23.0	-9.1	25.0	35.0
将来負担比率	172.2	112.9	-59.3	350.0	

【解説】

・実質赤字比率、連結実質赤字比率については、一般会計、公営企業観光施設事業会計を含む特別会計とも赤字は生じていないので、赤字比率は「0」となります。

・実質公債費比率は昨年度から9.1ポイント改善し、23.0%となりました。

・将来負担比率に算入される「村が将来負担すべき実質的な負債」とは、借入金の未償還元金（一般会計及び特別会計の合計）、一部事務組合（木曾広域連合）の借入金未償還元金の内、王滝村が負担するもの、村役場の職員が退職した場合に必要な長野県市町村総合事務組合への負担金などです。借入金残高が減ったため、値が減少しています。

・公営企業会計ごとの資金不足比率については、平成21年度決算において資金不足を生じた公営企業はないため、該当ありません。（公営企業会計とは村営水道会計/高原水道会計/農業集落排水事業会計/簡易排水事業費会計/宅地造成分譲事業費会計/観光施設事業費会計の6会計です）

◎ 昨年、早期健全化基準値を上回った「実質公債費比率」は、スキー場債務の繰上償還（借金返済の前倒し）を実施したことによって、基準以下の数値となり、早期健全化団体の指定から外れることとなりました。

【財政健全化の取組みについての村長のコメント】

最近まとめました、平成21年度決算に基づく当村の実質公債費比率は、前年度決算時の32.1%から9.1ポイント改善し23.0%となりました。

財政の健全度がイエローカードである、いわゆる「早期健全化団体」を脱却することとなりました。「健全化法」が公布された平成19年6月時点ではレッドカードである「財政再生団体」の位置付けが現実視されていたことを考えますと、感慨ひとしおであります。

平成18年度から実施してまいりました聖域なき歳出削減への取組みを始め、財政の再建・健全化への取組みに係わっていただきました全ての皆様に心から感謝申し上げます。

今後の財政運営につきましても子どもや孫の世代に必要な以上の負担とならないよう、今回のことを肝に銘じ取り組んでまいります。

就任時に「財政健全化への道筋が見えてくるかどうか、さらには輝かしい王滝、可能性を最大限に引き出した再生王滝が実現するかどうかは、今を生きる我々村民一人ひとりの思いを形にする強い意志にかかっています。」と申し上げました。

財政健全化の次は再生「王滝」の実現です。

私ども行政をあずかる者と村民の皆様の共通の目標が、村民憲章であり長期振興構想であり基本計画であると思います。この村の現状から脱却するには、互いに協力し合い、互いに助け合い、互いに目標に向かって取り組むことがもっとも大切なことかと思うものであります。本村の将来像を共有し、私たち一人ひとりが常に強い意志、強固なミッションを持ってやり抜くことで実現できると考えております。

変わらぬご支援ご協力をお願い申し上げます。

平成22年9月 王滝村長 瀬戸 普

木曾広域ケーブルテレビからのお知らせ

①「デジアナ変換」について

来年7月24日で地上アナログ放送は終了しますが、木曾広域ケーブルテレビでは、地上デジタル放送をあえてアナログ方式に変換（デジアナ変換）して再送信することになりました。再送信することにより、アナログテレビでもテレビの視聴を続けることができます。ただし、これは平成27年3月までの暫定的な措置になりますので、計画的なデジタル対応をお願いします。

地上デジタル放送対応テレビについては、お近くの家電販売店にご相談ください。

②ケーブルテレビ使用料の改定について

木曾広域連合の条例改正により、ケーブルテレビの使用料が次のとおり改定となります。

(月額料金 主なもの)

区 分	現行料金	経過措置 (平成23年4月～26年3月まで)	改定料金 平成26年4月～
テレビ基本料金	1,050円	1,300円	1,600円
インターネット0.5MB	840円	1,000円	1,200円
インターネット15MB	2,625円	3,000円	3,400円

※ケーブルテレビ使用料の料金改定については、10月中旬からの地区懇談会において、広域連合から説明があります。